



兵器現況調查表  
 昭和十九年十月一日編

品名	數量	現狀	備註	總數		請江隊	
				上	下	增	減
九九式軍刀	1	1					
九九式軍用斧	1	1					
九九式軍用鋸	1	1					
九九式軍用鉋	1	1					
九九式軍用鐮	1	1					
九九式軍用鍬	1	1					
九九式軍用鋤	1	1					
九九式軍用鐵錘	1	1					
九九式軍用鐵鎚	1	1					
九九式軍用鐵釘	1	1					
九九式軍用鐵線	1	1					
九九式軍用鐵絲	1	1					
九九式軍用鐵網	1	1					
九九式軍用鐵板	1	1					
九九式軍用鐵管	1	1					
九九式軍用鐵條	1	1					
九九式軍用鐵塊	1	1					
九九式軍用鐵屑	1	1					
九九式軍用鐵渣	1	1					
九九式軍用鐵粉	1	1					
九九式軍用鐵灰	1	1					
九九式軍用鐵渣	1	1					
九九式軍用鐵粉	1	1					
九九式軍用鐵灰	1	1					
九九式軍用鐵渣	1	1					
九九式軍用鐵粉	1	1					
九九式軍用鐵灰	1	1					
九九式軍用鐵渣	1	1					
九九式軍用鐵粉	1	1					
九九式軍用鐵灰	1	1					
九九式軍用鐵渣	1	1					
九九式軍用鐵粉	1	1					
九九式軍用鐵灰	1	1					
九九式軍用鐵渣	1	1					

摘要





兵器検査計画表

方命

部隊兵器検査計画  
 兵器検査は在ラシム  
 検査の順序は別表に示シ、検査の開始は、検査の完了は、検査の完了後、検査の結果は、検査の結果を以て検査の結果とする。

器具施要領

着眼

検査の目的は、兵器の性能、状態、整備状況等を調査し、検査の結果を以て検査の結果とする。

検査の期間は、検査の開始から検査の完了までとする。

品目

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

銃

銃

検査の項目は、銃の種類、口径、弾薬の種類、銃の状態、銃の整備状況等とする。

兵器検査結果後ノ處見

一九一〇年四月

諸江隊

別紙第一ノ計画ニ基キ中隊ニ於テ實施セシ兵器検査ノ結果左ノ如シ

一機能

概テ可ナルモ尚別紙第二損傷個所一覽表ノ如キ緊急整備ヲ要スルモノアリ

二手入れ

一般ニ良好ナリ但シ火砲自動車瀾品工具等ノ内平素ノ使用度少キ品目ニ於テ手入れ粗漏ナルモノアルヲ認ム

給油給脂等ニ適切ニ注意セラレアリ

三員數受領當時ニ於テ瀾品工具等不足ニ儘之ガ補充セラレアラザルモノヲ除キ七欠ヲ認メズ

四検査結果ニ於テ修理ノ必要アリ

前述ノ損傷個所ハ修理ノ必要アリ之ガ修理

ハ中隊ニ於テハ不可能ニシテ修理班ノ巡回ヲ申請スル如ク速急ニ修理班ノ巡回ヲ要ス

料精ニ射要後ノ手入れニ注意シ修理班ノ巡回ヲ希望

ス之ヲ要スルニ今次検査ニ於テ損傷個所ヲ認ムルモ作戦ニ大ナル支障ナシ正備態不良好ニ實施

セラレアリ

兵器検査結果報告書

一九一〇年四月

第...部隊

別紙第一、計画ニ基キ中隊ニ於テ整備ノ結果  
器検査ノ結果左ノ如シ

一 機能

概テ可ナルモ尚別紙第二損傷個所一覽表ノ如ク  
緊急整備ヲ要スルモノアリ

二 手入れ

一般ニ良好ナリ但シ火砲自動車属品工具等ノ内  
平素ノ使用度少キ品目ニ於テ手入れ粗漏リ  
モノアルヲ認ム

給油給脂共ニ適切ニ行ハレタラレアリ

三 員数及領當時ニ於テ属品工具等ノ不足ニ備之カ

補充ナレバアラザルモノヲ除キ七失ヲ認メズ

四 検査結果

前述ノ損傷個所ハ緊急整備スルニ之ガ修理

ハ中隊ニ於テハ不能ニシテ修理班ノ巡回ヲ

申請スル如ク速急ニ巡回アリ度ニ其ノ他手入れ

時精ニ射要後ノ手入れ及修理補給ヲ希望

スルニ要スルニ今次検査ニ於テ若干損傷個所ヲ認

ムルモ作戦ニ大ナル支障ナク整備不良好ニ實地

ニテアラリ

五 部隊長會同ノ指示

今次會同ノ目的ハ邊境警備會同ノ目的會同會同ノ指示並ニ各隊長以下ノ指示事項ニ基キ且  
ソハ隊長團カ兵力ノ充實等ノ事ヲ指示シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於  
テ本隊ノ行儀ヲ指示シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
而シテ本隊ノ行儀ヲ指示シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
リナルニ基キ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
一 隊長ヲ奉體シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ

是レ本隊ノ行儀ヲ指示シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
常任座臥常ニ動輪ヲ奉體シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
源タリ心ニ送心起ラハ動輪ヲ奉體シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
動輪ハ何回奉體シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
テ殊ニ其ノ感ヲ深クスルニナリ

而シテ各人カ陣中ニ於テ執ル所ノ指針ノ數額ハ幾ク是レ戰隊ヲ基調トスヘヤコトヲ銘肝又  
ヘシ即チ此等ハ戰隊ノ爲ニナルニ基キ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
事項ハ幾ク目標ヲ戰隊ノ一連ニ置キ各隊長ハ素ク一兵ニ至ルマテ戰隊ノ一主ヲ徹スヘ  
シ

ニ軍紀及團結ニ就テ

上下相共ニ禮儀ヲ守リ嚴禁ノ美徳ヲ發揮シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
ノ下一線亂レサルニ基キ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
下各部隊ノ狀況ニ鑑ミテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
巨ノ團結ヲ發揚シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
又

人ハ城人ハ石垣人ハ土垣トシテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
守備ノ心算ヲ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
命命諸事ノ發給ヲ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
部下ノ罪ヲ免罪シテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
業績トシカトテ賞ハサルヘカラス

若シ其レ被ハルルニテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
畏レ多キ事ヲ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
大ニ管理下ニハ強クシテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
ニ諸事スヘカラス

三 敵情ヲ監視スヘシ

邊境ニ於ケル島嶼警備ノ戰例中ニハ甚難克ク敵ノ企圖ヲ放棄セシモノ多ク存在スルニ一方  
夫敵ノ例之亦多シ然ルニ一級ニ後者ノ戰例カ甚ク難シク是レ心算切情性トナレル感ナ  
キニシテアラス是大ナル誤算ニシテ短見短慮トシテ各隊長以下ノ指示事項ヲ如ハ新發足ヲ思ントスルニ於テ  
信ノ企圖セラレアル當方面ノ會戰コソ真ニ必勝ノ方策ト信念トニ基キ痛快ナル大勝利戰ト



五  
部隊長會同ノ旨ノ訓示

今次會同ノ目的ハ總敵兵團ヲ包圍シ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
ソハ以テ國力兵力ノ充實ヲ期スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
テ本意ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
而シテ本意ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
リナルニ在リ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
一、訓示ヲ遵守スルニ在リ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且

是レ本城ノ防禦ニ在リ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
常任座臥帶ニ取テ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
兼テ心ニ在リ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
勿論ハ何回春續シテモ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
テ殊ニ其ノ感ヲ深クスルニ在リ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
而シテ吾人カ陣中ニ於テ執ル所ノ指針ノ業ヲ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
ヘシ即チ此等ハ戰勝ノ爲ニナルヲ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
要項ハ悉ク目標ヲ戰勝ノ一途ニ置キ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且

ニ軍紀及團結ニ在リ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
上下相共ニ遵ルニ在リ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
ノ下一線ヲ守ルニ在リ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
下各部隊ノ狀況ニ鑑ミ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
互ニ團結シテ戰勝ノ一途ニ置キ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
人ハ城人ハ石垣人ハ橋去トシテ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
并進シテ戰場ニ於テ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
アルヘカラス、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
命令指示ノ實行不徹底ナルハ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
部下ヲ驅テ死地ニ投スルハ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
美徳ヲ遺カトテ備ヘザルハ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
若シ夫レ統ヘザルモ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
畏レ多キ事ヲ遺棄シテ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
大元帥陛下ニハ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
ニ精進スヘカラス、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且

三、取調精神ヲ昂揚スヘシ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
過去ニ於テハ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
夫敗レ例モ亦多シ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
オニシテモ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
日ノ企圖セラレアル當方面ノ會戰ニ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且

三、取調精神ヲ昂揚スヘシ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
過去ニ於テハ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
夫敗レ例モ亦多シ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
オニシテモ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且  
日ノ企圖セラレアル當方面ノ會戰ニ、格不手取ニ基キ且、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、其ノ旨ニ於テハ、陸軍自會ノ訓示ヲ遵守スルニ在リ、格不手取ニ基キ且

ナルコトヲ確信セヨ夫レ其レカ爲ニハ軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島  
ニ之ヲ成ムヘキニテラヌ夫レ其レカ爲ニハ軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島  
一城ノ大決戦ニ於テテラヌ夫レ其レカ爲ニハ軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島  
クル正門ヲ堵任シテ之ノナリト者ハ軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島  
陣前ヲ確信セテ是爾ニケルヘカラス此等ハ軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島  
ニテ夫レカ爲ニハ軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島  
ナルヘカラス

思フニ是等ノ日ハ何レニ至ルニ至ラズレバ軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島  
ヲテ

四 戦術ト戦術トニ就テ

軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島  
也ル制敵ヲ施シ且ソ敵ハ且ソ我々ノ統ヲ以テ不敵ノ敵心ヲ旺盛ナラシメ断シテ不覺ヲ取  
ル勿レ新ノシテ一境体ヲ作り一戦技ヲ修ムル毎ニ堅實ナル必勝ノ信念ヲ固メ行クモノナル  
ヲ思ヒ確乎不疑以テ待ツアルヲ恃ム

五 戦術ノ修養ト戦術トヲ望ム

戦術ヲ修養ニ將校ハ軍軍ノ精銳トシテ部下ノ儀容ヲササレヘカラス其ノ徳操ニ於テ其ノ誠見技  
能ニ於テ高邁卓絶ニ軍軍ノ大事ヲ此ニスルニ足ラサルヘカラス

忠誠誠實大勇盛心ノ美德ヲ修養シ賢ニシテ素信以テ悠久ノ大義ニ生クルノ士風ヲ作ラシ且  
カモ等ニカ何ニシテ勝タントスルヤノ研鑽工夫ニ日夜心身ヲ碎クテ専ス而モテ部隊長以下  
克ク部下ノ何れヲ究メ之ニ適慮セル操業ニ深キ同情ト熱意トヲ以テスルヲ要ス  
同僚士ヲ養フハ正ニ今日ノ爲ナリ

操業以テ是爾ノ制敵ニ反スル勿レ

右如クシテ軍勢ノ決死ト云カトテ寧スルモノニテ決シテ此島

昭和十九年九月二十八日

獨立混成第四旅團長 鈴木 敏久 二